砂利の採取計画の認可に関する基準

第１　目的

行政手続法（平成５年法律第88号）第５条第１項の規定により、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可に関する基準を、次のとおり定める。

第２　総則

１　採取計画は、地下水の保全、操業時間、運搬車両の交通、道路の清掃保全等に十分配慮した、地域社会の生活に著しく悪影響を及ぼすことのないものであること。

２　採取計画は、第３、第４及び第５に定めるものを除き、砂利採取計画認可準則（昭和43年10月２日付け通商産業省化学局長・建設省河川局長通知）（以下「認可準則」という。）に適合するものであること。

第３　陸砂利

１　採取面積

採取計画１件当たりの採取面積（保安距離の面積を含む。以下同じ。）は、２ヘクタールを上限とすること。ただし、他の法令に基づく土地利用の付随行為として採取する場合は、この限りでない。

２　採取期間

(1) 採取期間は、採取後の埋戻し整地作業の期間を含め、１年６月以内とする。ただし、採取面積が１ヘクタール未満の場合にあっては、１年以内とする。

(2) 他の法令に基づく土地利用の付随行為として採取する場合は、３年以内とする。

(3) 採取期間の延長については、採取面積、採取期間、採取方法等を考慮し、自然災害や天候不順、社会経済情勢の急激な変化など真にやむを得ない事由による遅延の場合に限り、変更認可の申請により、６月を上限として認めることとする。

３　保安距離

隣接地との間の保安距離は、原則として２メートル以上とし、特に災害防止の必要性が大きい公共物件（道路、水路、橋梁、鉄道、鉄塔等をいう。）、家屋等の隣接物件がある場合は、当該隣接物件から５メートル以上の保安距離をとること。

４　掘削深

(1) 農地における掘削深は、原則として10メートル以内とし、ボーリング調査等により10メートル以上の砂利層が確認されている場合は、15メートル以内とする。

(2) 農地以外の区域における掘削深は、15メートル以内とする。

(3) 他の法令に基づく土地利用の付随行為として採取する場合は、当該土地利用計画に基づく掘削深とする。

５　掘削の方法

(1) 上記３の保安距離を取り、安定勾配（認可準則の別表のとおり）で掘削するものとし、10メートルを超える掘削を行う場合は階段採掘の方法により行い、中段に１メートル以上のベンチを設けること。

(2) 他の法令に基づく土地利用の付随行為として採取する場合は、当該土地利用計画に基づき行うものであること。

６　採取跡の処理

(1) 掘削跡は原則として埋戻しを行うものとし、栃木県土砂等による採取場の埋立て等に関する要綱の規定に従い、公災害の発生のおそれのない適切な土砂により埋め戻すものであること。

(2) 農地の掘削跡は、必ず透水性のある土砂で埋め戻すものとし、埋戻し後は良好な農地として使用しうるものであること。

(3) 埋戻しは、掘削が完了した区域ごとに、できる限り速やかに行うものであること。

７　前回採取跡

(1) 前回認可地の採取跡については、埋戻しが進行しており、当該認可計画の期間内に埋戻しが完了することが確実に見込めるものであること。

(2) 前回認可地の採取計画において採取跡の利用計画があるものについては、当該計画遂行のための行政庁の処分又は必要な手続が進行しており、当該計画の履行が確実に見込まれるものであること。

(3) 前々回認可地の採取跡については、埋戻しが完了又は利用計画が実施されているものであること。

８　その他

(1) 砂利採取場の区域の周囲に安全防護柵を設置し、危険表示等を行うこと。

(2) 砂利等の搬出入路については、常に補修し、通行に支障が生じないよう良好な状態を保持すること。

(3) 乾燥時においては、土砂の飛散を防止するため、必要に応じて砂利採取場内（洗浄施設を含む。）に適宜散水等の措置を講ずるものであること。

(4) 砂利の採取に伴い発生する騒音について、付近に影響を及ぼさないよう十分に留意していること。

(5) 砂利採取場内の地下水等を場外へ放流する場合、河川、農業用水など周辺の水利に悪影響を与えないよう、十分に留意したものであること。

第４　山砂利

１　採取面積

　　　採取期間内に採取が終了する所要の面積であること。

２　採取期間

　　(1) 採取期間は、採取後の整地等作業の期間を含め、３年以内とする。

(2) 採取期間の延長については、採取面積、採取期間、採取方法等を考慮し、自然災害や天候不順、社会経済情勢の急激な変化など真にやむを得ない事由による遅延の場合に限り、変更認可の申請により、１年を上限として認めることとする。

３　保安距離

隣接地との間の保安距離は、原則として５メートル以上であること。

４　掘削の方法

原則として、階段採掘の方法により掘削し、最終残壁には、階段の高さ５メートルごとに２メートル以上のベンチを設けること。

５　採取跡の処理

　　　土砂及び雨水等の採取場外への流出を防止するため、水路を設け又は土盛りをするほか、残壁の緑化を行い、調整池を設けるなど、適切な措置を講ずるものであること。

６　前回採取跡

(1) 前回認可地がある場合、採取計画が終了し採取跡の処理が完了しているか又は当該認可計画の期間内に終了し採取跡の処理が完了することが確実に見込めるものであること。

　　(2) 前回認可地の採取計画において採取跡の利用計画があるものについては、当該計画が実施されているか又は当該計画遂行のための行政庁の処分又は必要な手続が進行しており、当該計画の履行が確実に見込まれるものであること。

７　その他

　　　山砂利の採取について、第３の８に掲げる事項を準用する。

第５　洗浄施設

１　採取期間

採取期間は、原則として３年以内とする。ただし、次に掲げる事項のいずれにも適合する場合は、５年以内とすることができる。

(1) 洗浄施設の区域内及びその周囲に安全対策措置が適切に講じられており、災害防止に関し優良と認められる施設であること。

(2) 申請前直近の５年以内に、施設の区域内において、労働災害その他従業員の人身事故が発生していないこと。

(3) 申請前直近の５年以内に、砂利採取法その他の法令に違反し、監督処分又は行政指導を受けていないこと。

２　その他

　　(1) 洗浄施設について、第３の８に掲げる事項を準用する。

(2) 砂利の洗浄に必要な用水を取水し又は洗浄水を放流する場合、河川、農業用水等周辺の水利に悪影響を与えないよう、十分に留意したものであること。

附　則（令和３年３月25日制定）

この基準は、令和３年６月１日から適用する。